障がいのある方

障がい者グループホーム・スクラムあらかわ入居者募集

入居日 平成28年１月中　利用期間 ３年間　人 次のすべてを満たす女性、１人　▶18歳以上の愛の手帳の所持者（重複障がいのある方を含む）で、区内に居住しているか、区外の施設を利用中で、入所時の居住地が荒川区にある方　▶障害支援区分２以上の方で通所事業を利用している方、または利用を予定している方
入居者の決定 審査会で決定
※先着順ではありません
申 11月24日㈫～12月4日㈮に障害者福祉課へ☎内線２６８５

統合失調症家族教室

日・内 ▶12月17日㈭…精神科医師による話　▶平成28年２月26日㈮…気になることをテーマに医師を交えて交流　時 午後２時～４時　所 アクロスあらかわ２階会議室　人 統合失調症の方の家族
申 障害者福祉課☎内線２６９２

高齢者

初めてのスマートフォン講習会

日 12月12日㈯　時 ▶午前クラス…午前10時～正午　▶午後クラス…午後１時30分～３時30分　※各クラスとも、内容は同じ　人 区内在住で60歳以上のスマートフォン初心者、各クラス30人（抽選）　内 携帯電話とスマートフォンの違い、スマートフォンの基本操作・機能紹介等
※スマートフォンは用意します
締 11月27日㈮必着　所・申 往復はがき・ファクス・電子メールで、**2面上段**を参照し①～④の記載事項と⑤希望のクラス⑥年齢を、〒116-0002荒川区荒川１-34-６荒川老人福祉センターへ
☎（３８０２）１６６６
FAX（３８０２）１６８３
✉starts-from60@arakawa-shakyo.or.jp

いきいきボランティアポイント制度説明会

区で指定する介護保険施設等でボランティア活動を行うと、現金に交換することができるポイントが貯まる制度です。制度へ参加するには、説明会で登録する必要があります。
日 12月７日㈪　時 午後１時30分～３時30分　所 区役所３階305会議室　人 区内在住の65歳以上の方
締 12月４日㈮
申 介護保険課☎内線２４３１

ひざ痛予防教室

日 12月15日㈫　時 午前９時30分～11時30分　所 東日暮里ふれあい館洋室１・２　人 区内在住・在勤のおおむね65歳以上の方、30人（強い痛みのある方、週１回以上通院中の方、医師から運動を止められている方は参加できません）　講 首都大学東京健康福祉学部教授・山田拓実氏
持 筆記用具、タオル、飲み物（体操ができる服装でお越しください）
申 高齢者福祉課☎内線２６６６

仕事・人材募集

税務事務アルバイト募集

勤務期間 平成28年１月13日㈬～３月31日㈭　※㈯・㈰・㈷等を除く
※勤務日数は月20日以内
勤務時間 午前８時30分～午後５時15分（７時間45分勤務）　人 期間を通して勤務できる方、14人程度（選考）　内 事務補助（細かい文字や数字の照合、書類の分類・確認等）　賃金（日額）7190円　※交通費の支給はありません。雇用期間中は社会保険に加入します　申 事前連絡のうえ、11月24日㈫～12月４日㈮に履歴書（写真貼付）を区役所２階税務課へ本人が持参　※履歴書提出の際に、面接（午前９時～午後４時）を行います
問 税務課☎内線２３２３

マンスリー就職面接会 保育のお仕事面接会

履歴書・職務経歴書を持参し、直接会場へお越しください。
日 12月８日㈫　時・内 ▶午後１時30分～２時…企業説明会　▶午後２時～４時…就職面接会（受け付けは、午後１時～３時30分）　所 ムーブ町屋ムーブホール　※面接会の参加企業は、２週間程度前にハローワーク足立のホームページ（http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/adachi.html）に掲載
託児 ６か月以上の未就学児（定員あり）の申し込みは、12月３日㈭までに就労支援課へ☎内線４６６
問 ハローワーク足立事業所第二部門
☎（３８７０）８８９５

ファミリー・サポート・センター協力会員募集

「残業・通院・冠婚葬祭等で子どもを預けたい」、「保育園・学童クラブの送迎をしてほしい」等、地域の子育て世代を応援する協力会員を募集します。
日 12月８日～22日の㈫（全３回）
時 午前９時～午後４時　所 峡田ふれあい館、第二南千住保育園、荒川消防署　¥ 1400円　締 12月４日㈮
申 荒川区ファミリー・サポート・センター事務局（荒川区社会福祉協議会内）
☎（３８９１）７９３８
FAX（３８９１）５２９０

地域支え合い活動「にこにこサポート」会員募集

日 12月11日㈮　時 午前10時～正午
所 夕やけこやけふれあい館洋室１
※登録後の活動内容により、１時間当たり750～950円の謝礼があります
申 荒川区社会福祉協議会にこにこサポート☎（３８９１）５１８０

４面へ続く

新聞未購読の方にあらかわ区報をお届けします

区内在住で新聞を購読していない方に、あらかわ区報をお届けします（無料）。
※区報発行日以降３日以内に配付します
※あらかわ区報の他に、荒川区議会だよりを配付します

申込方法	申込み・問合せ
電話・ファクスまたは荒川区ホームページから、住所・氏名・電話番号をお知らせください	広報課　☎内線２１３３ FAX（３８０２）００４４

平成27年度荒川区議会定例会・11月会議が開かれます

平成27年度荒川区議会定例会・11月会議は、11月27日㈮～12月11日㈮の15日間の会議期間で開かれる予定です。
この11月会議では、区政全般にわたり、議員から区長等に対して質問をするほか、条例等の議案を審議する予定です。
※本会議・委員会は傍聴できます。車いすを利用する方の傍聴席もあります
※本会議の開始時間は、午前10時からです

問合せ　議会事務局　☎内線３６１４

政治家の寄附は禁止されています

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈る等の寄附は、時期や理由を問わず公職選挙法で禁止されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

禁止されている主な寄附

▶お歳暮・お中元　▶町会の催し物への寸志や飲食物の差し入れ
▶結婚祝い・香典　▶葬式の花輪、供花
▶運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
▶お祭りへの寄附や差し入れ

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状等のあいさつ状（電報等を含む）を出すことは禁止されています。

案内状には会費の明示を

実費を伴う行事や会費が必要な催しの政治家への案内状には、必ず会費を明示してください。

問合せ　選挙管理委員会事務局　☎内線３４１１

地方法人課税の見直し等に関する特別区の主張

国は、東京等の都市と地方に税収の格差があることを理由に、平成26年度税制改正で、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部を国税とし、これを地方の自治体間で分配する改正を行いました。平成29年４月の消費税率10%段階では、さらにこれを拡大しようとしています。
また、国は、「企業版ふるさと納税制度」の導入を検討しており、実施されれば、特別区にとって大きな税収減になりかねません。
法人住民税は、企業等が地域で活動していくため、その地域の自治体に納める税であり、活発な企業活動を支える行政サービス等の財源として活用すべきもので、今回の国の措置は、明らかに地方自治の本旨に反するものです。
特別区は、国の一方的な見方に基づき財源にゆとりがあると言われていますが、急速に進む少子高齢化への対応や首都直下地震等に備えた防災対策、区民施設の維持更新等直ちに取り組まなければならない多くの課題があり、このような措置が継続されると、課題への対応ができなくなるばかりか、その他必要な行政サービスの提供にも支障を来すことになります。
特別区も含め各地方自治体が、今後も継続して安定的に行政サービスを提供していくために必要な財源は、自治体間の税のやりとりではなく、地方が担う事務と責任に見合った税源を国から地方へ移す等、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすべきです。
これらのことから、特別区は国に対し、各区議会や都内市町村、東京都、都議会等と一丸となって、地方自治の根幹を揺るがす税制改正に反論するとともに、国が自らの責任で地方財源を保障すべきことを主張します。
今必要なことは、東京を含む全国各地域が、お互いの良いところを活かし、そして足りないところを補完し、共に発展していく関係づくりです。特別区は、その連携の機会を作る取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を展開しています。今後も積極的に全国各地域のまちの元気につながるように連携を推進して参りますので、ご理解をお願いいたします。

問合せ　財政課 ☎内線２１２１

詳細は、特別区長会ホームページをご覧ください

税源偏在是正議論についての特別区の主張（平成27年度版）
http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html

特別区全国連携プロジェクト
http://collabo.tokyo-23city.or.jp/